



DuPont Refinish

More than just paint ...

SALES INFORMATION
=== 販売情報 ===
(重要)

| | |
|----|-------------|
| 日付 | 2013年1月11日 |
| | SI-13-01 |
| 宛先 | ■ 地区販売会社 各位 |

労働安全衛生法改正に伴うエチルベンゼンの対応についてのお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、既に皆様ご存知の通り、平成25年1月1日より「労働安全衛生法施行令」・「労働安全衛生規則」・「特定化学物質障害予防規則」の改定が行われます。この改定に伴い、エチルベンゼンを0.1%以上含む製品については、表示が義務化となります。

1月1日以前に存在する製品(製造済在庫)に於きましては、同年6月30日まで猶予が御座います。エチルベンゼンを0.1%以上含有する製品は別紙の通りです。

また、エチルベンゼンが特定化学物質の第2類物質の一類型・特定管理物質に指定されました。これに伴い下記変更があります。

ご確認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

ラベル表示

平成25年1月1日輸入分から順次エチルベンゼンの表示追記

尚、この変更に伴う安全データシート SDS(旧 MSDS)の変更は御座いません。

※ 一部製品につきましては既にエチルベンゼンの表示がされております。

特定化学物質としての規制

- 屋内作業場での発散抑制措置(局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置)
- 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届出など
- 呼吸用保護具着用(有機ガス用防毒マスク)
- 有機溶剤作業主任者技能講習を終了した者から特定化学物質作業主任者を選任
- 作業記録の保存(30年間)氏名、従事した作業概要と従事期間、エチルベンゼンに著しく汚染されたとき、その概要と事業者が講じた応急措置
- 作業環境測定・健康診断など

尚、法改定の詳細につきましては厚生労働省ホームページ、または弊社担当営業にお問い合わせ下さい。

(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/index.html>

以上



The miracles of science™